

産業構造審議会商務流通情報分科会第4回製品安全小委員会

議事録

日時：平成28年6月30日（木）14：00～16：00

場所：経済産業省別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

1. 平成27年度製品事故の発生状況等について
2. 平成27年度製品安全関係法の執行状況について
3. 長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組みについて
4. 製品安全政策の今後の展開について
5. 電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正等について
6. その他

議事概要：

○安居製品安全課長　それでは、お時間が参りましたので、ただいまから、産業構造審議会第4回製品安全小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年の4月より、製品安全課長を務めております安居でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、事前に書面にてご承認いただいておりますけれども、今回より、宮村委員長にかわりまして、長岡技術科学大学理事・副学長の三上委員に委員長を務めていただきます。

また、本日は、住田商務流通保安審議官は、別の用務のため、遅れて到着する予定でございます。

以後の議事進行につきましては三上委員長にお願いしたいと思いますが、その前に、本日、お手元に資料とiPadをお配りしております。　　　　　（iPad使用方法説明）

それでは、三上委員長によりしくお願いしたいと思います。

○三上委員長　ご紹介いただきました三上でございます。

議事に入ります前に、一言だけご挨拶をさせていただきます。

私は長岡技術科学大学に勤務しておりますけれども、私どもの大学では、約15年前から社会人を対象とした安全プログラムを始めております。そのご縁もあって、製品安全関係の幾つかのガイドラインづくりや製品安全優良企業表彰のお手伝いさせていただいているため、今回、小委員会のほうに加えていただいたと思っております。

私も今日が初めての役でございますので、色々不慣れでまごつくことが多々あるかと思いますが、皆様のご協力をいただき進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、福島産業保安担当審議官からご挨拶をお願いいたします。
○福島産業保安担当審議官 皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます、本日はよろしく願いします。私も委員長同様着任したばかりでございます。私は今、産業保安を担当しており、製品安全も担当しています。この分野は消費者に密接に関係している分野であり、非常に多くの方々注目も高い分野だと思います。

製品の事故は、これから説明がありますけれども、減ってはいるのですが、残念ながら、まだまだ多いという状態だと思います。是非とも本日は皆様方の忌憚のないご意見を聞かせていただければと思っております。

全体の数字は後ほどご紹介いたしますけれども、特筆すべき点として、1つは、リコールになっているけれども回収できていない製品の事故が100件と非常に多いということであり、これはリコールできちんと回収できてさえいれば当然事故につながらないわけですので、リコールになった製品の回収は、メーカーの方も含め、役所も多様な広報等をやっておりますが、やはり回収されてない製品の事故があり、その対応をこれからももっと取り組まないといけないと思っております。

さらに、経年劣化の事故も年間30件起きております。私が着任して毎週事故報告を受けておりますが、経年劣化だけが原因かどうか分かりませんが、かなり製品年数が経った製品による事故が多いと感じております。具体的な数字はこれから説明しますが、リコール未対策品と経年劣化製品に対する対策についてはこれからきちんと強化してやっていかなければいけないと思っております。

2つ目は、高齢者と子供に関する製品事故への対応であります。高齢者も子供も同様に、製品事故があった場合にはその被害が大きくなってしまっております。特に高齢者、子供による製品事故による被害をなるべくなくしていくための対策も非常に重要だと思っておりますので、この点についても是非皆様方のご意見を聞かせていただけたらと思っております。

3つ目は、経済産業省全体の取組としてI o Tを推進しておりますが、これは、センサーなどをつけたりして、情報がとりやすくなり、ビッグデータを集めて、分析・解析することでいろんな新しいビジネスができます。これらの技術は製品安全分析にも活用できるのではないかと考えています。こういった技術が進展していく中で日本全体の産業構造が大きく変わっていくのではないかとという問題意識で、経済産業省も新産業構造ビジョンというものを出し、また、安倍政権でも、先日、新成長戦略というものを出してありますけれども、これから時代が変わっていき技術が進展していく中で、そういった技術を使って製品安全の質を高めていくことがこれから十分にできるのではないかと考えております。

審議会という場で、いろんなステークホルダーの方、メーカーの方、消費者団体の方、ユーザーの方など、今日はたくさんお集まりいただいておりますので、本日ご説明する資料に基づいてご意見をいただくこともさることながら、製品安全に付随するような観点についても見識をお持ちの方が本日は多くいらっしゃると思いますので、是非とも色々なご意見をいつていただきたいと考えております。本日いただいたご意見を経済産業省の政策、また、当省だけでは難しいということであれば、消費者庁等も含めて関係省庁にきちんと伝えて参りたいと考えておりますので、ぜひとも活発なご議論を期待させていただくことを私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○三上委員長　それでは、事務局より委員の出欠の確認をお願いします。

○安居製品安全課長　まず初めに、新しく審議にご参加いただきます委員の方をご紹介します。

家電製品協会製品安全委員会委員長の田中委員でございます。

主婦連合会副会長の藤野委員でございます。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問の唯根委員でございます。

株式会社国際社会経済研究所情報社会研究部主幹研究員の遊間委員でございます。

以上、4名でございます。

また、高橋委員、水流委員、東嶋委員におかれましては、本日、ご欠席の連絡をいただいております。

ご出席の委員、さらにオブザーバーのご紹介はお手元にあります座席表をもってかえさせていただきます。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、会議の定足数について確認させていただきます。本小委員会は、委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○安居製品安全課長　　[資料確認]

カメラ撮りはここまでです。なお傍聴は可能です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議題の1番、それから議題の2番を事務局の製品安全課よりまとめてご説明いただいた後で、質疑の時間を設けたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○安居製品安全課長

1 ページ目、「平成27年度の重大製品事故件数」。27年度は、合計で885件の重大製品事故がございました。重大製品事故とは、火災、死亡、1ヵ月以上の治療を要するけが、一酸化炭素中毒事故等をさしております。2 ページ目には、その経年変化を書いております。

燃焼機器について、どういったものが昨年度多かったかというのが3 ページ目にございます。

4 ページ。電気製品についてでございますが、右の経年変化の表ですが、1 位がエアコン、2 位が電気ストーブという推移になっております。

5 ページ、その他製品では一番多いのが自転車でございます。右の時系列推移をごらんになっていただいても、自転車、2 位が脚立等という推移になっております。

6 ページ目が製品事故の原因を分析したものでございます。これはN I T Eの協力を得て分析しているわけでございますけれども、この原因分析結果は経産省のホームページで公表しております。27年度については、一番左、製品起因というのが160件で全体の18%、その後、経年劣化、誤使用、設置不良、その他非製品起因。

その下の棒グラフは、平成22年度から昨年度までの原因別の推移です。

同じく6 ページの下の部分には、27年度燃焼機器、電気製品で1 位であったガスコンロ、エアコンの主な原因というものを載せております。

ガスコンロの欄をみていただきますと、2 番目の誤使用というのが71%、点火状態で放置したですとか、グリル内の清掃不足が多かったということでございます。

右のエアコンの27年度の原因を分析してみますと、その他の非製品起因が56%、たばこの

不始末とかいうものが多いということでございます。

ただ、製品起因、もしくは経年劣化というものも28%程度ございまして、いわゆるトラッキングですとかコンデンサの経年劣化等によるものでございます。

続きまして、7ページは高齢者関連という切り口でN I T Eが製品事故を分析しました。

左の棒グラフをみていただきますと、5年間で147件ということになるわけですが、介護ベッド関連、電動車いす、手すり、車いす、歩行器、色々原因を分けておりますけれども、各年度みても、介護ベッド関連での事故が多いことがわかります。

右側の棒グラフ、これは100%の内訳でございますけれども、一番左が10歳未満、2番目が10～50代、60代、70代、80代と年代別に、人の絡む重大事故の場合、高齢になるほど、死亡の割合が大きくなっています。やはり高齢者にとって安全な製品開発を後押しすることが必要だと我々認識しておりまして、これは後ほど資料4でまた説明させていただきますが、28年度委託事業で実施する予定としております。

続きまして8ページでございます。こちらは子供関連の事故の概況でございます。22年度から26年度まで、数字だけみると減少傾向とみられるのですが、年によって、品目が1～2年おきに入れかわっています。事故があると対策をするのでその製品の事故はなくなるのですが、また新しい製品が出てくると事故が起きる可能性があるということでありませう。

下の四角囲いでございますけれども、最近ですと、子供服の首の回りにあるひものJ I Sを策定したり、キッズデザイン協会様のほうで、すぐれた子供関連のデザインの賞を設けるという取り組みをされている。

また、去る6月7日、消費者庁主催で、関連省庁、警察庁、消防庁含めまして、「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」というものが開催されまして、当然ながら当省も参画いたしました。

続きまして10ページでございます。リコールの件数ということで、平成27年度に実施されました自主リコール数は、96件でございます。そのうち重大事故契機が17件。非重大事故契機が79件ということで、合計96件ということになっております。

表をみていただきますと、重大、非重大とも、平成19年から比べると減少傾向でございますけれども、まだまだこういったものは発生しているということでございます。

参考までに、27年度17件、重大事故を契機にリコールされた案件を下の表に載せておりま

す。

11ページをごらんになっていただきますと、そのリコール未対策品による事故の件数、既にリコールを過去打っているのだけれども、その製品がまだ十分回収し切れていないので事故が起きたというものが、平成27年度、100件あった。27年度、製品起因による重大製品事故の5割以上がリコール未対策品によるものであるということで、対応が必要と考えております。

12ページでございます。27年度の重大事故のうち、リコール未対策品の品目別にみると100件中16件がノートパソコン用バッテリーパック、2番目の13件が電気ストーブ、その後、石油給湯器、電子レンジと続いております。

これは27年度の内訳でございますが、平成19年度以降の9年間をみますと、石油給湯器、電気こんろ、石油給湯器、石油ふろがま、電子レンジ、電気こんろといった品目のリコール未対策品による事故が多いということになります。

同じく12ページの下のほうをみていただきますと、回収率は、ノートパソコン用バッテリーパック、ある社は11件、27年度重大製品事故が発生したわけでございますけれども、回収率は87.8%。次の電気ストーブは6件でございますけれども、回収率12%。リチウム電池につきましては、4件でございますけれども、回収率が5.4%ということで、重大製品事故件数、回収率をみていただきますと、決して回収率の悪いものが事故件数多いという傾向がはっきりしているわけではないということがわかります

13ページ、先進的な事例としてご紹介させていただいております。このパナソニックのノートパソコンのバッテリーパックについては88.4%ということで、色々工夫されて回収にご努力されているというご紹介でございます。

また、14ページは電気こんろのリコールの推移でございます。これも複数社の協議会を設けまして、90%以上の回収を実現しているという例のご紹介でございます。

広報の取組について、16ページの右側、N I T Eの毎月1回行っております定期のプレスで6月23日にはエアコンと扇風機、発表させていただきました。7時や9時など、14社の放送局で放映されたということで、非常に広報効果が上がっているのではないかと考えております。

17ページは、小学校でのモデル事業、製品安全セミナーを紹介してございます。

また、18ページでは、毎年、本日ご参加の委員の一部の方にもご協力いただいております

れども、製品安全の大臣表彰のご紹介でございます。

以上が資料1—2でございます。

資料2も説明させていただきます。「平成27年度製品安全関係法の施行状況」を報告させていただきます。

1 ページから2 ページは割愛させていただきます。

3 ページは「承認件数」。例外承認といいますのは、特定の用途に使用される製品については、求めている技術基準を満たさなくても例外的に販売できます。どういうものが多いかといいますと、ここに書いていますように、ツーリストモデル。日本では使わず海外のお客様が例えば中国に帰って中国でお使いになるというようなもので、それは日本の技術基準を満たす必要ございませんので、例外承認をとっていただく。当然ながら、売り場ではこれは日本では使いませんとわかるように店頭に並べていただき、ネットでは購入できません。そういった承認が非常に多いということでございます。

また、消安法で43件と書いておりますけれども、消安法の中で多いのは、例えば訪問介護入浴車の耐震自動消火装置。これには石油給湯器が載せられているわけでございますけれども、石油給湯器でお風呂のお湯をわかすわけですが、揺れると、自動で停止するストッパーがついておるわけですが、介護入浴車となりますと坂道で停車することもありますので、そういった自動消火装置はなくてもいいですねというような承認案件があります。

4 ページの「違反件数」でございます。電安法、ガス事法、液石法等々4法についての違反件数は256件ということでございます。

これに対しましては、口頭での注意、改善を促す文書等を発出いたしまして、違反状況の解消に向けた指導を行っております。

5 ページ、最近の傾向でございますけれども、品目が多いということもありますけれども、電気用品の電安法の違反というのが非常に多いということでございます。その電安法の違反につきましても、特に最近是中国製の電気製品についてインターネット販売して、技術基準を満たしてないというものも多くみられておりますので、今後、試買テストを行う場合にはそのネット販売というものにも注目して取り組んでいきたいと考えております。

最後に6 ページになりますけれども、これは電安法の届出手続の合理化ということで、現在、事業者の皆様方には書類を送っていただき、我々はその書類をみてパソコンにデータベースに打ち込むという作業をしておるのですが、それを全部電子手続でできるように合理化を進めていきたいということで、29年度目途で今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

大変たくさんのデータを紹介いただきましたけれども、今のご説明を踏まえて、皆様方からご質問、ご意見ありましたら、この札を立ててサインをしてください。

では、唯根委員、どうぞ。

○唯根委員　　ありがとうございます。

最初にご説明をいただきました重大製品事故の製品別件数で、近年の重大事故の製品のワースト5をご紹介いただいたのですが、どのぐらいの期間使っている製品での事故が多いかは分析していますか。それがわかると、使用者側の注意喚起に効果があるのではないかと思います。

○藤沢製品事故対策室長　　ここに書かれているもの全てというわけではございませんが、資料1-1の55ページにある資料に、「経年劣化が原因とみられる事故の発生状況」という表がございます。こちらのほうに、例えば点検制度とありますが、ガスふろがまとかガス関係のものにつきましては、一部ですけれども、使用期間が書かれてございます。みていただきますと、大体10年以上のものが結構事故、経年劣化という観点での事故になっているかと思っております。ただここにある情報では、申し訳ないですが、経年劣化以外の原因の事故が何年目に起きているといった集計はできておりません。

資料1-2にあります資料はそうでない事故も含んだものになりますので、統計的には、このもので経年変化をみたものは現時点ではお出しできる状況にはございません。申しわけありません。

別途その辺は今後できる範囲でやっていきたいと思っております。

○三上委員長　　よろしいでしょうかね。

ほかの委員から、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○三上委員長　　よろしいですか。

では、次の議題にとりあえず移らせていただきます。

議題3の「長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組みについて」事務局からまたご説明をお願いします。

○安居製品安全課長　　それでは、資料3「長期使用製品安全点検制度の登録率向上に向けた取組みについて」説明させていただきます。

1ページをみていただきまして、経年劣化によります製品事故を未然に防止するという趣

旨で、長期使用製品安全点検制度というものが導入されたわけでございます。本制度は、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品として、下に書いております9品目を指定し、この品目について所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期、大体10年ぐらいが多いかと思えますけれども、メーカーが所有者に点検時期をはがきや電話やメール等で通知して、所有者の方が点検を受けるという制度でございます。

製品の引き渡し時に立ち会う事業者、例えば販売事業者ですとか設置工事を行う業者、もしくは、家を引き渡すときに説明される不動産会社の方ですとか工務店等の方が、所有者票の記載を書いてくださいと促すことですとか、購入者に了解を得て、代わりに書きますよという形で代行記入してメーカーに届けるということが求められている制度でございます。

2ページをみていただくと、所有者票のサンプルがございます。

3ページをみていただきますと、この制度が始まって約7年たちますが現状の登録率は、お客様から住所や、連絡先が届いているのは、4割程度ということでございます。

これに対して、4ページ以降でございますけれども、最近どのような取り組みをしているのかというのをまずご紹介させていただきたいと思えます。

4ページ目には、経済産業省で昨年度取り組んだものを4つ挙げさせていただいております。

1つは、販売時の対策といたしまして、販売事業者に対し、説明の徹底ですとか所有者の代行記入を行ってくださいという要請文を出したということでございます。

2番目は販売済み製品に対する対策ということで、定期的な点検に入る際には、所有者登録をされているかを確認するとか、登録されない場合には登録をお願いする、場合によっては了解を得て代行記入するということを販売済み製品についてもお願いするように周知したということでございます。

3番目に、賃貸住宅に設置されました販売済み製品に対する対策ということで、賃貸住宅の所有者等の皆様方には、所有者情報の登録をお願いするようにオーナーに要請したということでございます。

最後、4番目に、所有者登録の向上のために製造事業者、取引事業者、関連事業者が連携して対策をとることを要請したということで、下のオレンジ色の枠囲いに書いておりますけれども、製造事業者3団体、販売事業者31団体、関連事業者4団体にお願ひしました。

5ページ目には、製造事業者団体のJEMAとJGKAの取り組みをご紹介させていただいております。上のJEMAの取り組みでは、アンケートをインターネット方式でとって

ただきまして、＜結果概要＞の1番目でございますけれども、中小の事業者等にはなかなか長期使用製品安全点検制度について周知が行き渡っておりません。中小のホームビルダー、工務店、事業者の方にはなかなか届いていないというのが一つの結論でございます。

2番目。説明をお受けになったお客様の8割は登録しているということでございますので、説明を受ければ8割は書いていただいているということがわかった。逆に、説明を受けなかったお客様の8割は登録しない、2割は登録しているということでございます。まずは説明することが大事ということかと思えます。

さらに、一番最後のページで紹介しますが、お知らせ・点検機能。10年くらいたったら警報ランプが点滅し、メーカーに問い合わせてくださいという仕組みになっております。こういった装置がついている場合には95%の方がメーカーに問い合わせるという行動がみられたということでございます。

下のJGKAの取り組みでございますけれども、ガス石油製品につきましては、管財工事事業者、住宅設備事業者、工務店等が非常に多く介在するため、流通経路が非常に複雑でございます。直接購入者と接点のある施工事業者まで周知が行き届きにくいというのが実情でございますけれども、その辺をもっとしっかり取り組んでいくのが必要かと考えております。昨年度はガス関連3団体等と連携いたしまして、ハガキ付きチラシを準備して協力していただいておりますので、今後、その効果が期待されます。

また、最後でございますけれども、登録率向上のために、工業会のメンバー企業におかれましては、キャンペーンを行ったり保証期間の延長等の取り組みを実施している事業者さんも一部でみられるということございました。

6ページはJEMAの協力を得て作成した食洗機やおふろの乾燥機についての、流通経路の概略でございます。

一番左の特定製造事業者というのがビルトイン食洗機や浴室乾燥機をつくっているメーカーですが、こういったメーカーが直接接することのあるキッチンメーカーや、大手ハウスメーカー、パワービルダー、大手デベロッパー、大きなマンションをつくるようなところに対しては、メーカーが直接接します。「お客さんにマンションなどを引き渡すときにはこういう説明をしてください。」という説明がしっかりできて所有者にも伝わりやすいのですが、色々間に様々な業者が入って、最終的に製品の所有者に渡る直前の業者に制度の周知が行き届いてない傾向があり、今後の課題になってこようと思われまます。

7ページをみていただきますと、これは私ども経産省のほうで昨年11月にアンケート調査

を実施した結果でございます。結論的にはJEMAが行った結果とそう大きな違いはないと思われま。実際に説明を受けたという方が139名で67%、説明を受けなかったという方が67名で33%あったということでございます。やはりもうちょっと関係する事業者へ説明をしていただかなければいけないという反省がございます。

JEMAの報告ですと、説明を受けた人の8割が登録するということでございましたけれども、私どもの調査では約7割、66%ということでありました。説明を受けたけれども登録されなかったという47名の方に、なぜ登録しなかったかという理由を聞いてみますと、「登録の必要性を感じなかった」「個人情報を教えたくなかった」「登録を忘れていた」といった答えが返ってきました。

推測ですが、登録の必要性を適切に説明受けて理解いただければ、名前と住所は書いていただけるかもしれないという期待はもっておりますが、いずれにいたしましても、丁寧な説明は必要だと考えております。

8ページが、以上ご説明申し上げましたことをまとめて、左側に<ユーザーの声>、右側に<今後の取組み>という形で整理させていただきました。

3番目の製造事業者につきましては、食洗機と乾燥機でございますけれども、所有者登録につながるインセンティブの検討、取引事業者との協力、目的外使用を禁止している——これは得られた個人情報は10年後に通知するという以外には使えませんという、ご安心くださいということの周知。それと、所有者票分析精度の向上。これは返していただくときにどなたから説明を受けましたかと書いていただく項目がございますので、こういったルートで説明を受けた方が登録していただけるのかという回収率向上の分析も可能となります。

最後の囲いがガス機器関連の事業者です。これもほぼ重複しますけれども、取引事業者、施工業者等関連事業者への周知活動、目的外使用を禁止していること、所有者票分析精度の向上という形で引き続き取り組んでいくことが重要と認識しているところです。

最後に9ページ、「点検時期のお知らせ機能」は、大体9割以上、最近のものは装備されております。この装置と本制度を合わせて二重の点検の促しをするということで、経年劣化対策の万全を図り、より安全な社会を目指しております。

資料3の説明は以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、参考資料として電機工業会と日本ガス石油機器工業会から、長期使用製品点検制度に関するリーフレットをいただいております。補足等がございましたらご説明いただけ

ればと思いますが、いかがでしょうか。

○田中オブザーバー　それでは、電機工業会のほうから電気製品の説明をさせていただきます。

先ほどご説明いただいたように、アンケート調査で理解していただければ登録が進むであろうということですが、一方で、私ども、特に電気製品に関しましてはなかなか、最終的に使っていただくお客様方に直接アプローチができるルートがございません。間に入っている販売事業者さんによく理解していただいて点検制度を広めていただくために、配布させていただいておりますチラシを再度制作いたしまして、実際の紙及び私どものウェブで展開しようということにしております。

製品等々には非常に目立つような登録票をつけさせていただいておりますが、製品の特性上、なかなかお客様が直接開けないので、取り次ぎ業者さんが握ってしまうともうわからなくなるということもございましてこういうことをさせていただいております。この取組みを進めることによって説明が進めば登録していただけるのかなと思っております。

あわせて、先ほど最後に説明していただきましたけれども、お知らせ機能をつけるということで、こちらのほうは直接メーカーがお客様にアプローチできる最後の手段になりますので、この受付体制を今整えながら、最終的に登録率を上げるという取組みをしております。

以上でございます。

○三上委員長　それでは、ガス石油機器事業者さん、お願いいたします。

○佐々木委員　引き続きまして、基本的な取組みは今のJEMAさんと同じなのですが、A4横「ガス事業者定期保安点検時の登録スキーム」というのがございます。特に昨年の5月、製品安全課とガス安全室のほうから要請を受けまして、我々、機器の工業会と、都市ガス、LPガス、コミュニティガスの協会のほうに、ガスの場合は3年または4年に1回定期保安点検ありますけれども、その際に、既に取り付けてある、あるいはもう使っている器具の登録ができないかということ、要請を受けて検討してまいりました。

このA4資料はその仕組みを説明しております。我々、工業会ができることを検討した結果登録の専用チラシを、工業会がつくって協力いただこうということで、ガス事業者にチラシをまいて説明していただき、お客様に記入してもらい、うちの工業会のほうに送ってもらって、そこから各メーカーに分配する仕組みを考えました。その裏が実際の登録のチラシでございます。最後は、私どもが販売事業者にお配りしているもので特に説明してもらおうとともに、代行記入、お客様にかわって、販売事業者、設置工事事業者に書いてもらうことがで

きますよということもPRしているチラシでございます。

最初のガス事業者のほうは、この1月から、特にプロパンの協会と協力して、47都道府県全部、私どもが回って説明し、この春からチラシを实际まいていただいています。まだ返ってきたものが300枚程度でございますけれども、これからもっと増えると思います。

あと、コミュニティガスとは、先週、600名の方に説明したり、都市ガスの事業者とは個別に各メーカーが交渉を行い、このチラシを配布して回収したいと考えております。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、この議題（3）について、ご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、遊間委員、どうぞ。

○遊間委員　　ありがとうございます。

資料3の8ページの〈ユーザーの声〉というところで、個人情報を企業に提供することに抵抗があるというのが登録の大きな阻害要因になっているということでございますが、また登録していただいても、引っ越しによる住所が不明となるということもあるかと思えます。事業者側にとっても、個人情報保護の流れの中で個人情報の自社内での管理を負担に思う企業もあるかと思えます。今年スタートしたマイナンバー制度については利用は限定的でございますし、個人情報保護に配慮した上で利用すべきものですが、命にかかわるような重大な安全情報については、マイナンバーに関するポータルサイトのマイナポータルでお知らせできるような仕組みも検討できるのではないかと思います。その点はいかがでございましょうか。

○三上委員長　　藤野委員、どうぞ。

○藤野委員　　主婦連合会、藤野でございます。

登録がもっと進めばよろしいと思いますが、ユーザーとしましては、何かちょっといいことがあると登録しやすくなるのではないかと思います。これは別のものですが、購入した製品の保証期間が、通常は1年なのですが、登録すれば3年になりますよというハガキは出したことがあります。今この制度の対象になっている製品が保証期間は定かではありませんが、保証期間の延長などのインセンティブの付与はご検討されているか教えていただきたいと思えます。

○三上委員長　　唯根委員、どうぞ。

○唯根委員　　私も、この制度が広がるためのアイデアとして、先ほど遊間委員は個人情報、

それから、今、藤野委員は何かメリットがあればということで、使用者や、所有者に注目されておられますが、製品自体は、一つの場所に固定して使うものが多いので、使用機器の登録制度というような言い方にすることはできないでしょうか。さらに、そういうアピールで何かメリットを、保証期間を延長していただくとか、最初の点検は1回は無料というか、そのようなインセンティブをつけていただくと、消費者は意外と、気にするのではないかと思います。うのですが、いかがでしょうか。

○三上委員長　大変たくさん積極的なアイデアをありがとうございます。

郷原委員、どうぞ。

○郷原委員　先ほど来、個人情報という問題からなかなか登録が進まないのではないかという話が色々出ていますが、今の話にもありましたように、ビルトインの製品がかなり多いということに鑑みると、必ずしも個人に紐づけない情報であっても、ある程度有効な情報が、事業者側で入手・把握しておくことができるのではないかと思います。

例えば新築のマンションにこれだけのビルトインの食洗機がついてという情報は事業者で把握できているはずですし、使用者が変わってもその情報は何らかの形で事業者側で把握しておいて、例えば10年たった段階で登録が済んでない場合に個人情報がわからなくても直接何らかの形のアプローチをすることが可能だと思います。これは場合によっては経年劣化というのが年数がたったということだけの危険性でなくて、製品の劣化が進んでいて事故が多発するというような状況であれば余計に、個人の登録に委ねるのではなくて、事業者側のアプローチが必要になる場合もあるのではないかと思います。

以上、その個人情報の登録、消費者登録が原則にはなると思うのですけれども、個人情報に紐づけない形の経年劣化による危険の把握ということができないだろうかということを考えました。

○三上委員長　ありがとうございました。

では、長田委員。

○長田委員　ありがとうございます。

1つは、今、郷原委員がおっしゃいましたように、ビルトインする工事事業者のところでメーカーへ、取り付け情報を登録できないのかということは1つ申し上げたかったのと、名前と住所と、そこにガス機器や電気機器が設置されていること自体をどこまで保護しなければいけない個人情報と考えるのかという問題もあると思います。

確かに氏名、住所は個人情報ですけれども、先ほどから皆さん指摘されているように、非

常にこの情報が重要な情報であるということであれば、むしろ経産省が整理をして、これは必要な登録だということをもう少し前面に出すべきではないかと思います。また、住まいのほうにその機器がずっとあるということを考えれば、やはり時期が来たら点滅するなどの、今、100%にはなっていないお知らせの表示のところを極力100%にしていくことと、かつ、そういう機能が搭載されているということを使用者に周知していくということのほうに力を入れたほうが合理的ではないかなと思いました。

○三上委員長　大崎委員、どうぞ。

○大崎委員　登録数を上げていくためには、既にお話色々ありましたように、個人情報の点をうまく整理して、多くの方が余りにし過ぎずにうまく情報を出していただけるような工夫をしていただくのが非常に重要になってくると思います。もう一つは、登録率がある程度上がったとした場合に、企業側でその登録したデータを長期にわたって管理して、ある時期に来たらそのデータに基づいて通知を出したりしなければいけないということですが、一方、企業のほうでも、色々と事業が変わったり、場合によっては会社そのものが倒産したりすることもあり得るので、その場合、データはどのようになっていくことになるのか、何かお考えがあったら教えていただきたいと思っています。

○三上委員長　大変たくさんご意見、ご質問ありました。マイナンバーの、活用の話、登録を促すようなインセンティブづくり、所有者の登録への心理的な負担なりインセンティブを高める色々な工夫、それから、BtoBの取引割合が高いので、もう少し中間事業者で管理を進めていただくようなことは考えられないのかなどなど、大変有益な提案が色々あったと思いますが、いかがでしょう。

○安居製品安全課長　どうもありがとうございました。まず、こういった製品はビルトイン式なので、設置工事をされた方は工事をした住所は当然わかる訳です。一般的な家電製品でないので、持ち歩いて引っ越すというのはないので、場所さえわかれば良いのではないかというご指摘でした。

そういった工事を実施した業者が、例えばこのマンション、もしくはこのお宅にこの製品を据えつけたという情報を、お住まいになっている方のお名前は伝えないにせよ、住所を製造メーカーに伝えることが、個人情報保護法上問題あるのかないのかは今後調べさせていただきます。もしそれが問題ないということであれば、そういうやり方も非常に有益なやり方の一つだと思います。

藤野委員からご指摘ございました、ユーザーへのメリット付与については、経済産業省が

どう考えるかというより事業者の皆様がどう考えるかということでございますので、もしあれば事業者さんのほうから後でコメントいただければと思います。

それと、遊間委員からご指摘ありました、マイナンバーに関してですが、補足説明していただければ幸いです。

○遊間委員 例えば、企業へ個人情報を提供することに抵抗がある方は、政府が構築予定のマイナンバーのポータルサイトに自分が購入した製品を登録しておけば、リコールなどの情報が出た場合にポータルサイトへのログイン時にアラート表示することが可能かもしれません。また、企業に情報登録している場合でも、マイナンバーのポータルサイトにも転居時にどうしたいかといった希望を登録しておけば、住所変更があった場合、企業に対してアラートがいき、すぐに企業が自社に登録されている旧住所へ「新しい住所での再登録を促すハガキ」を郵送できれば、郵便局の転居・転送サービスで新住所へ転送することもできるかもしれません。すなわち、個人情報保護に配慮しながらも、国・自治体のもつ一番正確な情報を企業が活用できるような仕組みができたという趣旨です。

○福島産業保安担当審議官 例えば、法律上許されれば、はがきにマイナンバーの番号を書いて、マイナンバーで住所が変わっても追えるのではないかということですね。

○安居製品安全課長 マイナンバーを登録票に書いていただくと、そういうことでしょうか。

○遊間委員 マイナンバーを企業が直接収集することは非常に難しいと思います。まずは、個人の同意の上で、マイナンバーのポータルサイトを活用することで、企業側はマイナンバーに関わらない形で、命にかかわる製品安全上の問題に対して、国・自治体のもつ正確な情報を利用できる将来的な可能性はないかということで申し上げさせていただきました。

○三上委員長 ただ、こういう設備は引っ越すと置いていってしまうものが多いですよ。個人を追跡するのが有効かどうかは考えないといけないです。

○三上委員長 長田委員、どうぞ。

○長田委員 機器自体が、その人が所有しているのかどうかの証明で難しい状況の中でメーカーがマイナンバーを利用するということは難しいと思います。

○三上委員長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 工業会の立場から、今いろんな意見をいただいたのですけれども、1つは、インセンティブかメリットがあればということです。ほとんどの企業が保証延長、普通は保証1年ですけれども、3年にしたり、最大5年にしたり、あとはキャンペーンをやって景品

が当たるとかいう取組みをやっております。しかし、ほとんどそれらの取組みによって大きく上がったという成果事例は、残念ながら聞いておりません。

それと、この制度ができることから、今の個人情報の問題や、誰が所有しているのかという懸念点はありました。個人情報については、どんなことをやってもある一定の人はこだわって出さないということも多分理解はできますが、そういう中でどうやって大きく登録を上げていくかということをもた色々と検討はさせていただきたいと思います。

○三上委員長　ありがとうございます。

○藤沢製品事故対策室長　お答えというか、大崎委員のほうから、企業側でも長きにわたってどうやって個人情報を管理していくのかということですが、当然、企業がつぶれるという場合は、そこのところは少し考えていかなければいけないと思うのですが、例えば合併するとかそういうことになりますと必ず引き継ぐ事業者がいますので、そこは当然引き継いでいくことになっていくと思います。企業も、個人情報というか、名前、住所というデータは本当に安全第一に考えておりますので、かなり厳密に管理しているとお聞きしているところでございます。

○三上委員長　それでは、所有者でなく使用者や、あるいは事業者のほうにもう少し働きをしていただいたらどうだというお話など、非常にいろんなアイデア出ましたので、本日も議事録にしっかり残るので、また役所のほうで参考にして政策を考えていただければと思います。時間の都合もありますので、次の議題にとりあえず進まさせていただきたいと思います。

それでは、次は議題（４）「製品安全政策の今後の展開について」、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○安居製品安全課長　それでは、資料４でございます。

１ページをごらんいただきたいのですが、先ほど来、問題になっております昨年度のリコール未対策品による事故件数が100件近く発生しています。製品起因による重大事故のうちの５割以上を占めています。さらには、経年劣化に関する重大事故というものが29件発生しているということで、最近の色々新製品に活用されているＩｏＴ技術を使って、製品安全分野に活用できないかという問題意識でございます。

２点目は、高齢者の製品事故の未然防止のため、これまでの事故情報を、ビッグデータの活用により、新しい製品の開発、改良につなげられないかという問題意識で今後取り組んでいきたいというものでございます。

2 ページをごらんになっていただきまして、近年みられる先行事例をまず紹介させていただいております。資料 1 でも紹介させていただきましたが、パナソニックの例でございます。ノートパソコンのバッテリーパックというものを今リコール対象品にしているわけでございますけれども、ネットにつなげると、そのノートパソコンに入っている電池の種類を認知して、それが対象製品であるとなれば、この 2 ページに書いてあるように、「ご使用中のバッテリーパックは交換対象です」と交換を促すような画面が表示されるということでございます。この取組により、今、9 割近い回収率を達成しているというものでございます。

3 ページ目はアップル社の例でございます。これは製品交換プログラムとっておりますけれども、iPad nano の第 1 世代もリコール対象になっておりまして、iTunes を立ち上げると、もしその第 1 世代の交換対象品であれば、「お使いのデバイスは交換プログラムの対象品です」という画面が表示されるということでございます。

続いて 4 ページ目ですが、これはリコール対象でなくて、ご家庭の製品と事業者が I o T でつながっている製品を先進的な例として挙げております。これは、左側にお客様、右側に事業者となっておりますけれども、左側のお客様の屋根にソーラーパネルがついており、事業者さんはそのパネルをウォッチしているという状況で、色々異変を察知してお知らせするとか、故障があったときには直ちに連絡が行くというような、事業者がつながっている新たなサービスができています。エラーを早くキャッチすると、当然ながら、きめ細かいメンテナンス等行き渡るものですから、10 年間保証もついてくるといったサービスが展開されている先進的な事例もあります。

5 ページはプロパンの例でございますけれども、使用時間をオーバーしてずっとガスが流れ続けていたり、流量オーバーであったりすると、それを検知して企業のほうに連絡が行く。また、外出時、ガスを消し忘れたというときには、企業のほうに連絡すれば、その企業のほうからお客様のガスを遠隔操作で遮断することもできるというような、お客様と企業がつながったサービスがガスの分野でも今進んできているということでございます。

6 ページは、日本ではまだ提供されておりませんが、アマゾンがやっているアマゾンダッシュサービスで、バーコード読取機で、洗剤のバーコードを読んだり、もしくは音声入力すると、洗剤であれば洗剤が届くとかいうように、事前に住所や名前を登録している、製品が簡単に届くサービス。

さらに右側は、アマゾンダッシュボタンという形でボタンを押すと例えば洗剤が届くとかいうように、家庭とメーカー、流通会社がボタン一つでつながるといようなものもアメリ

カ中心に広まってきているという流れが先進事例としてございます。

7ページをみていただきますと、さまざまな製品、電気製品だけではなくて、ガス用品も色々考えられると思いますが、代表例として、7ページではエアコンを載せさせていただいております。最近、遠隔操作で、スマートフォンでエアコンをオン・オフできるというような製品も出てきておりますので、とりあえずエアコンを例にここで書いております。こういったネットワークに接続された製品については、もし将来リコールになった場合に、リコール情報伝達の新たな手法ということで、回収率を上げることが期待できると我々は考えています。

こういったシステムについて導入する場合にはどんな課題があるかということ今年度のF S事業で研究したいと考えておるわけでございます。色々考えられる論点を7ページの左の四角の枠囲いで書かせていただいております。

製品がネットワークにつながるということで、リコール情報だけではなくて、いろんなサービスの提供が考えられるわけでございますけれども、そういったサービスの提供と製品安全の向上の可能性についてどのように考えたらいいかというのが大きな論点の一つでございます。また、プライバシーとかセキュリティ確保のバランスをどのように捉えていったらいいのかという論点もございます。

現状では、個別製品のシリアル番号までは認識する状況になっておりませんので、個別の製品を特定するに当たりどのような情報をメーカーが取得する必要があるのか。さらに、リコールが発生した場合、スマートフォン等に通知する旨をユーザーに事前了解を得ておく必要があるのか。今のサービスは、企業のほうからお客様のスマートフォンに何か連絡が行くということは基本的にないので、いろんな情報を、リコール情報含めて流すということに対してお客様が疑念を抱かないように事前了解とっておく必要があるのか。今のところ思いつくところではこういった論点があるわけでございますけれども、今後こういった遠隔操作の技術を用いて、製品の安全性を高め、リコールの場合には回収率を高められるような手法を検討していきたいと考えております。

続いて8ページは高齢者関連の取り組みでございます。まず1つは、消防ですとか医療機関、N I T Eもそうですが、これまで保有している高齢者関連の事故情報等をビッグデータ解析いたしまして、いわゆる高齢者の事故の特徴というものを明らかにする、高齢者事故の見える化を図りたいというのがまずファーストステップであります。

これに加えて、今年度の事業では、今検討中なのでございますけれども、介護施設等にご協力

を得て、カメラを設置しまして、高齢者の方の動作情報を得まして、製品開発に活用するための基盤データを整備したいと考えております。将来的には、通報、駆けつけ等のいろんなサービスとパッケージした形での安全性の高い製品の開発や、サービス開発につなげていきたいと考えております。

最後の9ページでございますけれども、これは現在、N I T Eにお願いしてやっていたているプロジェクトでございます。「BDを活用した製品事故予測システムの開発」ということで、まずエアコンと洗濯機を対象に、今取り組んでいるところでございます。真ん中のフロー図、システムイメージと書いておりますけれども、現在の稼働の状況、例えば運転が突然止まるとか、エアコンとか洗濯機の温度が高いという「予兆ワード」を入れると、アウトプットとして、こういった予兆があるときには数ヵ月後に事故になる可能性が高いですとか、予兆と事故の因果関係がわかるようなシステムをつくります。そして、製造事業者、輸入事業者の方に提供して、新製品の開発やリコールの判断材料にお役立ていただくということを今取り組んでいます。

私からのご紹介は以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見お願いいたします。

長田委員、どうぞ。

○長田委員　IoTの利用というのはこれからどんどんされていくのだと思いますけれども、今の検討の段階ではぜひ丁寧に色々な課題を洗い出しておいて欲しいなと思います。例えば7ページのエアコンの遠隔操作を利用している人が、自分のところで利用している製品の、リコール情報が届けられることになるということをきちんと理解して、それを登録する、利用することももちろんありだと思います。しかし、先ほどの課題の中でおっしゃっていましたが、家というところでのエアコンのオン・オフ情報は別の意味での意味をもってきます。それはA社サーバーをもっている人にすれば先ほどから出ているビッグデータの解析の観点からそのデータも利用したいというような、魅力のある情報がさまざまあるということです。家としての、世帯としてのプライバシー情報をどう考えていくのかは早い段階で議論をしてルールを決めていただきたいと思います。

高齢者事故についても、既にあるデータの解析というのはもちろん重要なことで、高齢者事故の見える化というのはとても大切だと思いますけれども、先ほど、介護施設に協力をいただいているカメラなどでの情報の収集は、利用者やその家族にどこまで同意を得るのか、そ

ここで集めたものがどれだけ普遍的な情報と考えるのか、さまざまな課題がまだまだあると思いますので、実証実験等をなさるときには丁寧な運用をしていただきたいと思います。

○三上委員長　ありがとうございます。

それでは、遊間委員、どうぞ。

○遊間委員　高齢者向け製品の安全性の向上の8ページの資料でございますが、高齢者の動作情報から高齢者向けの製品開発というのは非常に重要な示唆がたくさん得られる実証実験になるのではないかと考えております。一方で、実際の居宅での高齢者の事故というのは、一般に危険だと思われる階段や浴室ではなく、居間で非常に多く発生しています。これは、床にものが置いてあったり、家具が置いてあったりすることが事故につながっています。介護施設での情報収集も非常に重要かと思いますが、できれば居宅での自然な状況の中でも高齢者の事故の情報の収集ができれば大変役に立つのではないかと考えております。

○三上委員長　ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

では唯根委員、どうぞ。

○唯根委員　このIoTの利用については、先ほどの長期使用製品で早く取り組んでいただけたらいいのではないのでしょうか。また、今の高齢者の事故の見える化については、確かに施設よりは在宅で、本当に家庭の中でどうなっているかというところをよくみるためには、委託事業を実施するときに、経産省と業界団体とかメーカーだけではなくて、ユーザーとしての消費者団体も含めて早い段階で参加させていただく形で取り組みに加われれば、消費者側が悩むとか不安に思うような点も先に出てくるのではないかと考えています。そういう協力の方法もあっていいのではないかと考えていますので、よろしくをお願いします。

○三上委員長　ありがとうございます。

○安居製品安全課長　ご指摘どうもありがとうございました。長田委員からご指摘ございましたプライバシーとセキュリティ・新サービスとのバランスについて、新サービスを開始するときには消費者の皆さん方の意見も踏まえて、ルールをつくっていくことが重要と考えております。ありがとうございます。

それと、高齢者向け製品についてでございますけれども、私どもはまずは協力が得られそうな介護施設と協力して取り組もうとしておりますけれども、複数の委員から、事故が一番多いのは居宅の居間であるというご指摘でございましたので、次のステップとして、もしくは並行して何かできないかということは考えていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

○三上委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 その問題と、先ほどの長期使用製品と絡むのですけれども、私、パナソニックのノートパソコンを使っておりまして、2年前の最初のリコールのときには対象でなかったのですけれども、その後、突然ポップアップが出て、慌てて交換をしたという経験があります。

ただ、IoTを活用してそういう情報を流せるのはかなり限られていると思います。IoTが使える製品は積極的に使っていただくということがいいと思いますが、そうでない製品はどうするかですね。通常の長期使用製品でインターネットとつながっていないようなものについて、先ほどから登録をいかにさせるかという議論が中心だったと思うのですが、登録をしておくとな案がきて、次に案内を受けた人が点検の依頼をする、それで初めてワークするわけです。案内を受けても点検の依頼をしなければ、登録は無意味な状況になるわけです。その限りでは、登録がなくても、一定の時期が来れば機械のほうが自動的に知らせてくれるという仕組みがあれば、それは事前登録をして案内通知が来るというのとほとんど等価値のはずなので、そう考えれば、むしろ機械のほうが自ら知らせてくれるというほうが単純ではないかという気がします。それであれば、引っ越そうが、オーナーが誰であろうが、全く同じレベルでお知らせできるということになるわけです。相当普及してきているということですから、これをさらに進めていただく。そういう機能のないものについてはちょっとどうしようもない、古いものはどうしようもないということだと思います。

さらに、この長期使用製品の安全確保というのが非常に重要な課題であるということであれば、自動車の車検に近いようなイメージで、点検が必要な時期に警告が来る。無視してしまうともう使えなくなってしまうというような仕組みも、事故は全件で起こるわけではないけれどもやはり本当に安全性に関わり重要だということであれば、そういう政策判断もあり得るのではないかと思います。

最近我が家の電子レンジが突然お陀仏になりましたけれども、火も噴かなくて、単純に使えなくなっただけなので、今週買い替えました。つまり、変な事故が起こるよりは単純に使えなくなるほうがまだ安全ではないかという政策判断もあると思います。

○三上委員長 ありがとうございます。コメントはありますか。

○藤沢製品事故対策室長 その点も考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○三上委員長 もう一つ議題がありますので、ここで次に移らせていただきます。

○安居製品安全課長 それでは、最後、資料5-1と5-2、これはご報告でございます。

5—1は「電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正」ということでございます。

1ページをごらんになっていただいて、電気ストーブにつきまして、震災時の電気火災対策として、転倒時の消火装置をつけることの義務づけです。国内品は業界の積極的な取り組みによりましてほぼ全て装備しているのですけれども、最近、輸入品がふえてきたので、技術基準の解釈通達を改正することを予定しております。改正の時期につきましては今年度もしくは、来年度内ということ考えております。

2番目は、電気フライヤーの異常温度の試験の項目に少量油状態に関する規定を追加し、少量の油を入れて発火しないように解釈通達を改正します。これは最近コンビニ等で本電気フライヤーが入ってきていますが、本改正を今年度内を目途に改正します。

それと、2ページですが、「電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況」の報告ということで、昨年の小委員会以降、本ワーキング・グループ、2回開催しまして、合計29規格のJ I S等につきまして製品整合規格して採用することを確認しております。引き続き整合規格の作成に向けて取り組んでいく予定でございます。

資料5—2の1ページですが、今年の4月に省令改正をして、ガス用品・液化石油ガス機器を従来の仕様規定から性能規定としました。性能規定化に伴い、現在、整合規格の作成に当たっております。

1ページの右に「整合規格策定スケジュール」ということで書いておりますけれども、最終的には平成31年度にはほぼ完了するように進めております。

2ページはその検討プロセスでございますけれども、民間団体の皆様方と協力しながら検討し、製品安全小委員会で報告を予定しております。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関してのご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、この件につきましては、引き続きワーキング・グループでの検討の結果につきまして、小委員会へのフィードバックをお願いしたいと思います。

本日、まだ若干時間ございますけれども、これまでのところで質問し残した点などございませんでしょうか。

それでは、本日も皆さんから非常にたくさんのご意見をいただいて、ありがとうございました。

では、住田審議官のほうからひとつお願いいたします。

○住田商務流通保安審議官　　本日も、大変活発なご議論、ありがとうございました。今日は官邸の会議で遅くなりまして恐縮でございました。

今日は、今後に向けて、長期使用製品の話、I o Tを活用した製品安全対策に関する色々な取り組みについても議論いただきました。実は私は、10年弱前に情報通信機器課長をやっておりまして、当時から、どうして日本の家電メーカーの方々はお客様とつながらなくなってしまったのだろうかということは随分思っておりまして、もちろん安全に関する問題も全く大事ですが、安全に関する問題と同時に、経営に関する問題として、どういうお客様が使っているのかはメーカーとして普段からもっと積極的に情報を知っていたほうがいいだろうと思います。

昔は、ナショナルのお店とか日立のお店とか東芝のお店とかいうのがあって、ある種コミュニティ的に、どこの誰さんの家はどういう電気製品を持っていて、いつごろが買いかえの時期なのかみんな知っていて、お互いよく、何がそろそろ危ないかをわかっていて、昔はリコールはなかったけれども、リコールがあったとしても、あそこの誰さんのところにはこれがあるからとわかっていたわけです。

だから、どちらかというとなんていうほうが、日本人としてみると何となく快適かもしれなくて、したがって、ちょっとI o Tも使いながら、どの人がどこでこの製品を使っているかということだけでも、やはりメーカーの側がもっと一生懸命に情報を集めていくということが、実はこのリコールの問題、製品安全の問題にも非常に深くつながっているのではないかと考えています。

そういう意味で、製品安全の世界でもI o Tを使って、リコール情報をスマートフォンに送るというのもあるわけですが、こういったことも、家電業界に対し、応援するぐらいのつもりで検討させていただいたらいいかと思えますし、それが実は消費者の皆様にとっても一番便利であり、安全であるということにつながっていくのではないかという観点で考えておられます。

したがって、もちろん、プライバシーの問題というのは、余り詳しくデータがやりとりされ過ぎると問題なわけですから、非常に単純な仕掛けでつくっていくといいと思います。余り賢すぎない仕組みで私はいいと思うのですが、単純な仕組みで、どういうお客様がどこで何を使っているかということを知ることがメーカーの側が今まで以上に把握するための仕掛け作りができたらいいいと思っているわけでございます。

長期使用製品の場合には、先ほどもご議論がありましたように、まさに機械の側が自分で止まってもいいし、アラームを発してもいいわけですし、ただ一方で、「もったいない精神」も日本の精神でございますから、使えるものは使った方がいいので、先ほど松本委員の話にもございましたように、一度止まったらいいと思うのですね。一度止まって、メーカーに連絡すると、部品を交換してくれて、また10年動きますというやり方がおそらく一番いいやり方だと思います。止まる前には、カラータイマーではないですけども、点滅し始めて、メーカーにご連絡をいただくと、止まる前に再度修理して使えるようになるといった、一般の人によくわかる仕掛けは世の中に広がっていき得る仕組みなのかなと思います。

何かと新しい仕掛けをつくらうとすると難しくしようとする人が多いし、技術を知っている人は色んな難しいことをいうのですけれども、もうちょっと単純に、簡単に考えると、少なくとも消費者とのインタフェースにおいては、非常にわかりやすいし、安心できる、かつ、そのメーカーや売る方にとっても経営上もメリットがあります。このような仕掛けをうまくつくっていくということで全体の安全が高まっていくといいと思っている次第でございます。

引き続き色んな点で、途中段階で色々参加していただきご意見を頂戴して、よいものを一よいものというのは、すごくよいものでなくて、わかりがよくて機能するものというのを目指していきたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

今日はありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、最後によろしく申し上げます。

○安居製品安全課長　どうもありがとうございました。

本日の議事録に関しましては、事務局で作成した上で、後日、委員の皆様方にご確認いただき、最終的にはホームページにて公表する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○三上委員長　では、以上をもちまして第4回の製品安全小委員会を終了いたします。本日は、ご多用の中、長時間にわたりご熱心にご討議いただきまして、本当にありがとうございました。

—了—